

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和5年3月2日認可した。

令和5年3月10日

香川県知事 池田豊人

土地改良区名	土地改良事業名
坂出市王越土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）東分4地区
坂出市加茂土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）北山地区
坂出市林田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）城の角地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）雄山地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）古川地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）東梶地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）惣社地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）総社南地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）三十六地区
北條池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）北條池地区